

北九州市監査公表第 18 号
平成 17 年 4 月 15 日

北九州市監査委員	造 田 昌 孝
同	大 津 雅 司
同	城 戸 武 光
同	泊 正 明

地方自治法第 199 条第 2 項の規定により、監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果を公表する。

なお、この監査は、監査委員 造田 昌孝、同 神尾 榮一（平成 17 年 3 月 31 日退任）、同 江島 勉（平成 17 年 2 月 9 日任期満了）、同 上田 唯之（同前）、同 大津 雅司（平成 17 年 4 月 1 日就任）、同 城戸 武光（平成 17 年 3 月 30 日就任）、同 泊 正明（同前）により行った。

目 次

第一 監査の概要	
1 監査のテーマ	2
2 監査の目的	2
3 監査の着眼点	2
4 監査の対象	3
5 監査の方法	3
6 監査の期間	4
第二 監査の結果	
1 経済的な予定価格積算の必要性	4
(1) 一般ごみ収集	4
ア 人件費等	4
イ 使用車両	4
(2) 工場運転管理業務	5
(3) 契約手続き上の問題点	5
2 効率的かつ有効な業務執行の必要性	5
(1) 一般ごみ収集	5
ア 搬入工場の割当て	5
イ データソフトの見直し	6
(2) リサイクルプラザ	6
ア 市民の利便性	6
イ 知的障害者等の雇用	6
(3) 資源化物の収集体制	7
ア かん・びん・ペットボトル	7
イ 紙パック・トレー	8
3 協会の積立金	9
4 契約上の問題点	10
(1) 予定価格	10
(2) その他	10
第三 総括	10

第一 監査の概要

1 監査のテーマ

環境局と（財）北九州市環境整備協会の業務処理のあり方について

2 監査の目的

（財）北九州市環境整備協会（以下「協会」という。）は、浄化槽の放流水の水質検査を行う社団法人として昭和 52 年 2 月に設立、昭和 57 年 3 月には財団法人に改組して、産業廃棄物や排出ガス等の分析、飲料水の検査など分析・検査業務の拡充を図ってきた。

また、家庭ごみの収集、ごみ処理施設の運転、引越ごみから出る家具のリユース等、市の出資団体として環境局と密接に連携しながら、清潔なまちづくりや資源の有効利用など市民の快適な日常生活に貢献する事業を展開し、現在に至っている。

協会の主な業務は、環境分析・検査（水質、廃棄物、大気、土壌、環境関係）、法定検査（水道法に基づく簡易専用水道の維持管理検査、浄化槽法に基づく浄化槽の新設検査及び維持管理検査）、日明工場の運転管理業務、家庭ごみの収集である。

平成 15 年度環境局環境費に係る委託料の決算額は、総額 5,982,365 千円となっており、この内協会の受託事業収入は、総額 1,227,539 千円となっている。

これらの業務処理が適正に遂行されているか否かは、今後の廃棄物行政にとっても重要な視点であり、今回のテーマを選定した。

3 監査の着眼点

経済性、効率性及び有効性の観点から、下記のとおり着眼点を定め監査に臨んだ。

- (1) 個々の業務について、委託による業務処理は妥当か。
- (2) 個々の業務委託について、契約方法は妥当か。
- (3) 委託業務の範囲について、社会情勢の変化に応じて適切に見直されているか。
- (4) 委託された業務が再委託されている場合、適切に行われているか。

- (5) 契約に当たり、個々の委託業務及び管理費の積算が適切に行われているか。
- (6) 個々の委託契約が、仕様書及び積算内訳どおり適切に行われているか。
- (7) 個々の委託契約の履行確認は、適切に行われているか。
- (8) 環境局は、委託の成果（報告書等）に基づき、適切な評価を行い、本来の目的を達成しているか。

4 監査の対象

環境局が協会に委託している業務及びこれと関連する同種の業務（民間委託の一般ごみ収集他）を監査の対象とした。

環境局が協会に委託している業務は、下記のとおりである。（金額は、平成 15 年度の協会決算額）

- (1) 分析事業（主なものを掲載、以下同じ。）： 129,642,514 円
 - 響灘廃棄物溶出試験業務
 - 産業廃棄物溶出試験業務
- (2) 廃棄物処理施設業務事業：241,224,000 円
 - 日明工場運転管理業務
- (3) 粗大ごみ事業：124,749,534 円
 - 粗大ごみ収集受付業務
 - リサイクルプラザ運営業務
 - エコライフプラザ施設管理業務
- (4) ごみ収集事業：660,240,888 円
 - ごみ収集業務
 - 紙パック・トレイ収集業務
- (5) 環境ミュージアム事業：71,682,000 円
 - 環境ミュージアム維持管理業務

5 監査の方法

業務の執行状況について、関係資料の提出を求め精査、分析したうえで、関係職員から実情を聴取した。

6 監査の期間

平成 16 年 9 月 9 日から

平成 17 年 3 月 1 日まで

第二 監査の結果

監査の結果、環境局は協会に対する一般ごみ収集の委託拡大や紙パック・トレー回収の新規委託により、経済的で効率的な業務の執行を図るなど、評価すべき点も見られたが、一方で、以下に掲げるように検討又は改善を要する事項が認められた。

1 経済的な予定価格積算の必要性

(1) 一般ごみ収集

ア 人件費等

一般ごみの収集については、環境局が一部直営で実施しているほか、市の外郭団体である協会と民間事業者（以下「民間」という。）に特命により業務委託している。

協会との委託契約に係る予定価格の積算内容を、協会の経理関係資料で確認したところ、実態を反映しており、おおむね適正に算出されていた。

一方、民間に係る予定価格の積算においては、参考見積書を徴するなど事前の調査がなされておらず、従業員の給与、手当及び一時金を、市職員の給与等を基に算出しており、被服費についても市の貸与被服単価表に基づいているなど、民間の実態との比較検討が不十分であった。

さらに、今後の課題として、現在塵芥車 1 台当たり運転手 1 人、作業員 2 人の計 3 人で行っている収集作業について、ごみ量やごみ質の変化、安全性などを十分考慮したうえで、より効果的な収集作業及び人員配置のあり方を検討されたい。

イ 使用車両

ごみ収集に使用する車両の台数については、最大積載量 2t の小型塵芥車（以下「小機」という。）の 1 台当たりの積載量を設定し、年間排出ごみ量から必要台数を計算している。

そこで、平成 16 年 5 月を抽出して、民間の収集の実態について、調査分析したところ、市の小機に該当する車両の占める割合は 21.5% にすぎず、大部分が最大積載量 2t を超える車両を使用してごみ収集業務を実施していた。

平成16年5月業者収集状況

3～3.5t			3t未満			小機(2t)		
台数	割合		台数	割合		台数	割合	
31	47.7%		20	30.8%		14	21.5%	
重量(kg)	回数	重量/回数	重量(kg)	回数	重量/回数	重量(kg)	回数	重量/回数
5,107,120	2,001	2,552	1,998,700	805	2,483	846,230	451	1,876

この調査結果をもとに実際の必要台数を試算したところ、現在の契約台数よりも少ない台数で収集できる可能性が認められた。

(2) 工場運転管理業務

特命により随意契約している日明工場の運転管理業務についても、市職員の給与を積算根拠としており、協会が実際に支出する額との間に乖離が認められた。

(3) 契約手続き上の問題点

以上のように委託契約に係る予定価格が、民間や協会の業務実態を反映するシステムとなっていないことについては、

一般ごみ収集業務委託において、見積書と予定価格が同額であるなど、見積書を十分に検討していないこと。

いずれの契約においても、見積書が一式計上となっていたこと。などに主な原因があると考えられる。

2 効率的かつ有効な業務執行の必要性

(1) 一般ごみ収集

ア 搬入工場の割当て

家庭から排出される一般ごみの搬入工場については、区を基準に搬入工場を割当てている。しかし、収集区域について、収集場所と工場までの距離や搬入にかかる時間、搬入量等をもとに、区にとらわれない柔軟な割当てを行うことによって業務の効率性及び有効性を高めることが可能である。

特に、協会が担当している区域において、現行の搬入工場を変更すればごみの搬送時間が短縮されると思われる地域があった。

今後、平成 16 年 10 月 1 日から実施された事業系ごみ対策や自己搬入時のごみ処理手数料の値上げ、平成 17 年度から始まる行橋市のごみの受入れなどごみ搬入量に関係する要因の影響も見極めながら、収集効率のよい搬入工場の割当てについて検討されたい。

イ データソフトの見直し

環境局内にある一般廃棄物情報管理システムは、車両ごとの収集量や収集回数が日報では把握できるものの、月報では把握できない状況であった。

同システムは、導入後 10 年以上経過しており、業務量の調査、分析を行うには不十分であった。

効率的な収集体制の構築には、車両ごとの業務量の調査、把握及び分析は必要不可欠であることから、既存のシステムの見直しを検討されたい。

(2) リサイクルプラザ

ア 市民の利便性

リサイクルプラザの入場者は、日明で平均 34 人/日、本城で 93 人/日であり決して多いとはいえない状況である。これは日明、本城両リサイクルプラザが工業地域内にあり、市民に親しみの薄い立地となっていることに起因していると思われる。

一方で、リユース家具の購入申込みの割合は高い倍率で推移しており、当該施設をごみの減量化、リサイクルなど啓発事業に係る重要な施設として、更にその積極的な活用を図る必要があることを示している。

このため、現在開設しているホームページをさらに充実させていくと共に、リサイクル品の展示については、より市民に身近な存在となるよう、その対応策について検討すべきである。

イ 知的障害者等の雇用

リサイクルプラザのリユース家具の展示は、日明 60 件/月、本城 30 件/月であり、リユース自転車については、日明 7 件/月、本城 8 件/月となっている。

現在、月に 1 回、20 日に抽選しているが、市民に人気があり高い競争倍率で推移している。

展示品をさらに増加させるとともに、抽選を月に 2 回実施すれば、リユースを促進することに加え、リサイクルプラザの活性化が可能となる。

リユース家具・自転車抽選状況

年 度	リユース家具			リユース自転車		
	申込件数A	展示件数B	倍率A/B	申込件数A	展示件数B	倍率A/B
日明リサイクルプラザ						
13 年 度	7,291	666	10.9	平成16年6月から11月		
14 年 度	8,629	691	12.5			
15 年 度	9,010	708	12.7	1,630	42	38.8
本城リサイクルプラザ						
13 年 度	1,952	322	6.1	平成16年6月から11月		
14 年 度	4,099	334	12.3			
15 年 度	5,343	347	15.4	1,514	47	32.2

実情を聴取したところ、リサイクルプラザの展示品を増加させた場合、家具の運搬、シールはがし、清掃及び自転車の錆おとし等の軽作業も増加することがわかった。

また、本城リサイクルプラザで行っている衣類の入替えと図書等の整理についても同様の性格の業務であり、別途委託が可能である。

本市は既にリユース自転車に係る業務を（社）北九州シルバー人材センターに委託している。

また、知的障害者についても、リサイクルプラザに隣接する「かんびん資源化センター」を福祉工場とし、雇用の場を提供しており、作業指導等高いノウハウを持っている。

したがって、リサイクルプラザの活性化等に伴って増加する上記の作業が、高齢者のみならず知的障害者やその他の求職者にとって、新たな就業の機会となることは、十分考えられる。

今後の見直しにあたっては、以上の点に留意して取り組まれない。

(3) 資源化物の収集体制

ア かん・びん・ペットボトル

環境局は、ごみの資源化、減量化を図るため、平成 5 年 7 月に

「かんびん分別収集」を開始、平成 9 年 11 月からは、ペットボトルを追加した。

さらに、平成 14 年 1 月からは「かん・びん・ペットボトル」の品質の向上を図るため、第 1、3 及び 5 水曜日には、「かん・びん」、第 2 及び 4 水曜日には「かん・ペットボトル」の分別収集を行っているところである。

平成 15 年度の資源化物の週間選別本数は、「かん・びん」の 3,515 千本に対し、「かん・ペットボトル」は 4,381 千本と「かん・びん」の約 1.25 倍に達している。「かん・びん」に代わる飲料容器としての「ペットボトル」の需要は大きく、生産量も年々増加している状況のなかで、「ペットボトル」の選別本数（排出本数）が増える傾向は今後も続くことが予想される。

社会状況の変化、市民の資源化物の排出状況を勘案し、より市民がリサイクルしやすい収集体制を検討されたい。

資源化物週間比較

年 度	第1、3、5水曜日		第2、4水曜日	
	選別本数(千本)		選別本数(千本)	
	かん	びん	かん	ペットボトル
平成15年度	3,515		4,381	
	2,595	920	2,595	1,786

*データは推計値。

イ 紙パック・トレー

環境局は、平成 12 年 7 月から紙パック・白トレーの拠点回収を開始し、平成 14 年 7 月からは、色つきトレーの回収も開始した。実施当初は回収・運搬業務を市が直営で行っていたが、平成 15 年 4 月から協会へ委託するなど、回収コスト削減にも積極的に取り組んでいる。

しかしながら、その回収量は実施当初と比較して特に大幅に増加しているという状況ではない。また、回収拠点についても、過去 3 年間ほぼ横ばいで推移している。また、紙パック・トレーの選別保管施設で確認したところ、排出時にきちんと洗っていないために汚

れが付着し、再資源化できないものも認められた。

このような事業は市民のリサイクル意識によるところが大きいですが、事業導入から時間が経過すると市民の意識が薄れる場合もある。今後、リサイクル率の向上のため、市民が協力しやすいよう回収拠点の増設に努めるとともに市民啓発にも努力されたい。

紙パック・トレーの回収状況の推移

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
回収拠点数 (箇所)	228	228	269	270	269
収 集 量 A (t)	110	243	232	263	
業者引渡し量 B (t)	110	186	214	223	
B ÷ A (%)	100.0	76.5	92.2	84.8	

回収は平成12年7月から開始。回収拠点数は自主回収分を除く。

3 協会の積立金

協会の積立金の状況を、一般ごみ収集業務の受託を開始する以前の平成9年度末と平成15年度末を比較した。

建物建設及び車両購入積立預金の合計は、平成9年度末の70,000千円から、平成15年度末には449,966千円となっており、その間の平均増加額は63,328千円で、対平成9年度指数は642.8となっていた。

積立金残高の状況

(単位：千円)

年 度	9年度(A)	13年度(B)	14年度(C)	15年度(D)	9～15年度 平均増加額	対9年度指数 (D) / (A) × 100
建物建設 積立預金	70,000	201,000	293,966	331,966	43,661	474.2
車両購入 積立預金	0	44,000	80,000	118,000	19,667	
合 計	70,000	245,000	373,966	449,966	63,328	642.8

建物建設積立金の増加は、平成19年度に予定されている新門司工場の建替えに伴い、協会東部事務所を新たに建設する必要があることや、老朽化等に伴う協会本部事務所及び検査棟の建替えによるものであり、その必要性は理解できるが、現時点においても建設計画に具体性がなく、毎年多額の預金を積立ててきている。

また、車両購入積立金についても、協会は現在市から収集車両の貸与を受けており、将来において車両購入の可能性があることは否定できないが、その購入計画に具体性がなく、毎年多額の預金を積立している状況にある。

今後、積立金のルール化を図るとともに、その妥当性を検証するよう指導されたい。

4 契約上の問題点

(1) 予定価格

予定価格について、積算内容に詳細がないもの、予定価格を設定しているにもかかわらず、それ以前に見積書を徴し、その見積書の金額で契約しているもの、内容が類似し、又は同一のものであるにもかかわらず単価が異なっているもの、調査業務の技師等の単価について、協会の料金表をそのまま用いており、一般の実情との比較が不十分と思われるもの、経済的な金額が採用されていないもの、起案日、参考のため徴した見積書の日付、契約のため徴した見積書の日付、決裁日及び契約日が同一日であり、契約金額等が十分に検討されたものとは考えにくいもの、があった。

今後の委託契約に際しては、適正な予定価格の積算を行い、より経済的な金額で契約を行うことにより、経費の削減に努められたい。

(2) その他

委託料を精算するにあたり、市が定める期限内においては、協会ではまだ執行額の確定が行われていないため、正確な金額で精算できない状況であった。

また、委託契約において、特命による随意契約を行っているが、その一部に特命理由に合理性を欠くものがあった。

適正な事務処理をされたい。

第三 総括

環境局は、これまで協会が環境業務に関する唯一の外郭団体であること及びその公益性に着目し、数多くの業務を委託してきたところである。

今回の監査は、この環境局にとって密接な協力関係にある協会との間で締結された特命随意契約が適正に行われているかを主たる着眼点にして

実施した。

その結果、契約金額決定の基礎となる予定価格の積算が協会の業務履行の実態と乖離しており、必ずしも経済的な契約となっていないことが明らかとなった。また、民間との委託業務にも同様の可能性があると考えられる。

経済的な委託契約を締結するためには、協会及び民間から参考見積を徴するなど事前調査を行い、業務の実態を見極めたうえで予定価格を設定し、これと協会及び民間の見積書と比較する手続きをとることが必要である。

とりわけ、競争性が発揮されにくい特命による随意契約の場合には、市委託業務要綱等に定めるこれらの事務手続きは、特に厳密に行われなければならない。

今後、経済的かつ客観的な契約の実現に向けて、適正な事務処理をされるよう改められたい。

また、今回の監査において、リサイクルプラザの管理運営業務や資源化物の収集業務等について、効率性や有効性を高めるため改善を要する事項を指摘するとともに協会の積立金のあり方等についても検討、指導を要する課題が認められた。

併せて、改善をお願いするとともに、さらなる環境行政の推進に取り組まれることを期待する。